団体の名称	団体の住所	個人情報の保護に関する法律第52条第1項の申出の受付を終了しようとする日	認定業務を廃止しようとする日
一般社団法人　日本自動車販売協会連合会	東京都港区芝大門1丁目1番30号　日本自動車会館15階	平成30年3月31日	平成30年3月31日
社会福祉法人　岐阜県社会福祉協議会	岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号　岐阜県福祉・農業会館内	平成30年3月31日	平成30年3月31日

○復興庁告示第一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（栗原市復興推進計画（認定番号宮城第七十号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（栗原市復興推進計画（認定番号宮城第七十一号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（利府町復興推進計画（認定番号宮城第七十二号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（利府町復興推進計画（認定番号宮城第七十二号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（利府町復興推進計画（認定番号宮城第七十二号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社仙台銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区一番町二丁目一番一号

○復興庁告示第六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（大衡村復興推進計画（認定番号宮城第七十三号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三井住友銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○復興庁告示第七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第九十五号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　三井住友信託銀行株式会社

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

○復興庁告示第八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第九十五号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第九十五号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社山陰合同銀行

二　住所　島根県松江市魚町十番地

○復興庁告示第十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第九十五号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社京都銀行

二　住所　京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町七百番地

○復興庁告示第十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第九十五号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社常陽銀行

二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○復興庁告示第十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第九十五号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社山口銀行

二　住所　山口県下関市竹崎町四丁目二番三十六号

○復興庁告示第十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第九十五号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社北洋銀行

二　住所　北海道札幌市中央区大通西三丁目七番地

○復興庁告示第十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第九十五号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社八十二銀行

二　住所　長野県長野市大字中御所字岡田百七十八番地八号